

# 令和3年度後期における留意事項等 (R4.3.7~3.31)

広島県における感染状況は「まん延防止等重点措置」の解除水準に達したことから、3月7日から適用が解除されることが決定されました。

ただし、現在も日々の感染数は多く、感染の再拡大が予断を許さない状況です。皆さんの節度ある行動が周囲の方の命を助けることになります。御理解と御協力をお願いします。

最新の県立広島大学活動基準を必ず確認してください。

## 1 授業方法等について

- ・面接（対面）授業とオンライン授業の併用

これまでのオンライン授業の実施実績を踏まえ、そのメリットを活かしつつ、対面授業をより増加させ、質の高い教育実践に取り組む。

## 2 入構制限

「県立広島大学活動基準」により、登校は次のとおりです。

大学での滞在は必要最短時間とし、用事が終わったら速やかに帰宅してください。

区分	備考
教育（講義・授業・演習と実験・実習）	面接（対面）授業とオンライン授業の併用 ・これまでのオンライン授業の実施実績を踏まえ、そのメリットを活かしつつ、面接（対面）授業をより増加させ、質の高い教育実践に取り組む
教員との対面指導が必要な活動（卒論・修論指導等）	事前に教員に連絡し、登校時間を調整してください
教職員との相談が必要な活動（就職・学生生活に係る相談等）	事前に関係部署又は教職員に連絡し、登校時間を調整してください
大学が許可した施設等の利用（キャンパス内でのオンライン授業の受講等）	大学が許可した施設等（3密回避等の対策がされたもの）の利用（図書館の利用、証明書発行機の利用等）※予約不要
課外活動	・感染拡大防止に最大限配慮 ・キャンパス内外における屋内での集会を禁止

## 3 感染防止対策

- (1) 毎日の健康状態を「健康記録票」又は「健康管理スマートホンアプリ」で記録してください。
- (2) 日々の行動履歴（いつ、どこで、誰と、どの程度の時間、何をしたか）を記録してください。
- (3) まん延防止等重点措置を実施している都道府県との往来は、最大限自粛し、その他の地域との往来も、行き先の都道府県の要請を確認の上、慎重に判断してください。また、他の

都道府県に移動して体調不良となった場合は、必ず医師の診断を受けて体調が回復するまでは自宅等で待機してください。

※ 県境をまたいで帰省等した人は、積極的にPCR検査を受検してください。

- (4) 状況により大学から連絡する場合がありますので、土日等であっても応答できるようにしておいてください。
- (5) 海外への旅行は、原則として自粛してください。慶弔等でやむを得ず海外へ旅行した場合は、帰国後、新型コロナウイルス感染症対策として国が定める各種措置に沿って行動してください。
- (6) 学内での勧誘活動やコンパ、合宿、イベント（屋内外問わず3密となる可能性のあるもの）等の課外活動は行わないでください。
- (7) SNSについては、ルールや危険性を十分に理解した上で、安易な考えで書き込み等を行わないようにしてください。
- (8) 広島キャンパス食堂・売店は、当分の間、休業します。  
庄原キャンパス及び三原キャンパスの食堂・売店及び学生寮食堂の詳細については、当該キャンパスからの案内に従ってください。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の流行に関連して不安やストレスを感じている場合には、まずはメール又は電話により学生相談室に相談してください。
- (10) 身体の障害等により、オンライン学修を行う上で支障がある場合には、まずは電話等によりキャンパス教学課に相談してください。相談内容によっては、対応に時間を要することもあるため、できるだけ早い時期に相談してください。
- (11) 図書館の利用については図書館からのお知らせを確認してください。
- (12) 休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあります。基本的な感染対策として、マスクの正しい着用、こまめな手洗い・手指消毒、3密（密接・密集・密閉）の回避を徹底してください。食事は短時間で、会話の時はマスクを着用してください。  
特に、休憩時には廊下やエントランスホール、食堂等で密になることは避けましょう。  
<https://corona.go.jp/proposal/>（内閣官房 感染拡大防止特設サイト）
- (13) その他、キャンパスからの指示に従ってください。

#### ■ 行動等の指針（一般的留意事項）

これまでと同様、広島県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の「県民の皆さんへのお願い」事項を参考に行動してください。※広島県ホームページ。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

#### ■ 許可により入構する場合の構内における「3密回避対策」等 【登校時に持参するもの】

登校する場合は、授業等に必要なもののほか、必ず①マスク、②学生証、③登校日以前2週間の健康記録票（スマホをお持ちの方は、健康管理アプリでも可）、④登校日以前2週間の行動履歴を記録したものを持参してください。

#### 【入構時】

- ① 出入口を限定し、サーマルカメラを設置しています。必ず最初にサーマルカメラの前を通って、発熱していないことを確認した後に入館してください。  
※ 発熱がある場合は、入構できません。
- ② 通行禁止箇所や使用が制限されている設備があります。掲示に従って、通行・使用しないでください。
- ③ アルコール消毒液を出入口に設置していますので、入構の際に、必ず手指を消毒してください。
- ④ 出欠管理端末を出入口に設置していますので、入構の際に、必ず学生証をタッチしてください。
- ⑤ 健康記録票及び行動履歴を、適宜、確認します。いつでも確認を受けられるように記録し、持参しておいてください。
- ⑥ その他、キャンパスからの指示に従ってください。

#### **4 大雨等自然災害による休講等の取扱い**

- (1) 対面授業の場合は、休講等に係るキャンパスの取扱い原則（「学生便覧」参照）により休講になる場合があります。
- (2) オンライン授業の場合は、災害発生と授業実施の場所が一致しないなどで、実施することもあります。その際は授業担当教員に従ってください。
- (3) 対面授業又はオンライン授業にかかわらず、居住地域に避難指示等が発令されている場合は、別途代替措置等を講じますので、躊躇せず自治体の指示に従い、自らの安全を最優先に行動してください。